

SOx規制 燃料油中の硫黄分規制に関する6オプション

オプション	内容
A案	現行規制を維持するもの。 一般海域：4.5% 特別海域：1.5%
B案	特別海域の規制のみ段階的に引き下げる。 [2010]年までに1.0% [2015]年までに0.5%
C案	特別海域を含む全海域について、留出油の使用を義務付け、硫黄分を段階的に引き下げる。 [2012]年までに1.0% [2015]年までに0.5%
C2案	C案において、留出油使用の場合と同等の船内処理装置で硫黄分及びPMを除去する場合に残渣油の使用を認める。
米国提案	沿岸海域で規制を強化する。 沿岸から[X]海里以内の海域において [2011] 年から以下の規制を実施 ・ SOxの排出を [0.4g/kW-hr] 以下とする 又は ・ 硫黄分 [0.1] %以下の留出油の使用 船主は低硫黄燃料の使用又は排気洗浄装置の使用を選択できる。 PMについて以下の排気量に規制値を設定。 1気筒あたり排気量15リットル以上 [0.5] g/kW-hr以下 同5リットル以上15リットル未満 [0.27] g/kW-hr以下 同5リットル未満 [0.20] g/kW-hr以下
BIMCO*提案	港湾、河口付近の規制と、その他の海域を分けて規制を実施するもの。 ・ 一般海域における規制 [2012]年までに3.0% [2016]年までに1.5% ・ 特別海域、港湾、河口における規制 [2011]年までに1.0% [2015]年までに0.5% ただし、排ガス洗浄装置を用いて同等水準の排出軽減を行ってもよい。

*：バルチック国際海運連合